

非核三原則の早期法制化と核兵器廃絶の早期実現を求める要望意見書

広島・長崎の原子爆弾被爆から65年が経ちました。

「再び被爆者をつくってはならない」という生存被爆者の悲願をはじめとして、我が国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカ合衆国のオバマ大統領は、昨年4月、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言し、ロシア連邦との第一次戦略兵器削減条約（STRAT1）の後継条約交渉の開始や国連総会における核軍縮決議案の圧倒的多数による採択など、核兵器の廃絶を目指す国際的な流れは強まりつつあります。また、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における鳩山総理大臣の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明に見られるように、今後も核兵器の被爆国である我が国が、核兵器の廃絶に向けた主導的役割を果たしていかなければなりません。そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、早期法制化を図ることによって国際的なメッセージを示すことができるものと考えます。

よって、政府においては、世界各国から核兵器の被爆国である日本への寄せられる期待の大きさを踏まえ、「非核三原則」の早期法制化の実現と被爆65周年の本年に開催される核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議へ、広島や長崎をはじめとする平和市長会議が提唱する2020年までの核兵器の廃絶を提言し、リーダー役として、恒久平和の実現に向け一層取り組まれるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3 月12日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 横 路 孝 弘
- ・ 参議院議長 江 田 五 月
- ・ 内閣総理大臣 鳩 山 由 紀 夫